## 平成十九年法律第四十八号 農山漁村の活性化のための定住等及び地域

間交流の促進に関する法律

第一条 この法律は、 等により農山漁村の活力が低下していることに を講ずることにより、農山漁村の活性化を図る 村と都市との地域間交流を促進するための措置 かんがみ、農山漁村における定住等及び農山漁 ことを目的とする。 人口の減少、高齢化の進展

漁村における定住及び都市の住民がその住所の第二条 この法律において「定住等」とは、農山 か農山漁村に居所を有することをいう。

の住民の農林漁業の体験その他の農山漁村と都2 この法律において「地域間交流」とは、都市 市との地域間交流をいう。

げる土地をいう。 この法律において「農林地等」とは、 次に掲

含む。以下同じ。)の目的又は主として耕作 地」という。 畜の放牧の目的に供される土地 若しくは養畜の事業のための採草若しくは家 に該当するものとみなされる農作物の栽培を 十九号)第四十三条第一項の規定により耕作 耕作(農地法(昭和二十七年法律第二百1 (以下「農用 3 Ŧi.

地」という。) 土地として使用される土地を除く。以下「林 して農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる 木竹の集団的な生育に供される土地(主と 5

三 第五条第二項第二号に規定する活性化事業 号に掲げる土地を除く。) 事業の用に供されることが適当な土地(前) の用に供される土地及び開発して当該活性化

との一体的な利用に供されることが適当な 前三号に掲げる土地のほか、これらの土地

に該当する地域について講じられるものとす第三条 この法律による措置は、次に掲げる要件

事業である地域であること。 漁業従事者数等からみて、農林漁業が重要な ことその他当該地域の土地利用の状況、農林 が当該地域内の土地の相当部分を占めている 農用地及び林地(以下「農林地」という。

促進することが、 当該地域において定住等及び地域間交流を 当該地域を含む農山漁村の

活性化にとって有効かつ適切であると認めら

三 既に市街地を形成している区域以外の地域 であること。

第四条 農林水産大臣は、定住等及び地域間交流 ければならない。 な方針(以下「基本方針」という。) を定めな の促進による農山漁村の活性化に関する基本的

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定め るものとする。

標に関する事項 定住等及び地域間交流の促進の意義及び目

三 定住等及び地域間交流の促進のための施策 を講ずべき地域の設定に関する基本的事項 定住等及び地域間交流の促進のための措置 関する基本的事項

兀 関する基本的事項 前各号に掲げるもののほか、定住等及び地 次条第一項に規定する活性化計画の作成に

農林水産大臣は、基本方針を定めようとする 域間交流の促進に関する重要事項 4

|4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、 に協議しなければならない。 用する。 ときは、国土交通大臣その他関係行政機関の長 遅滞なく、これを公表しなければならない。 前二項の規定は、基本方針の変更について準

第五条 都道府県又は市町村は、単独で又は共同 して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市 う。)を作成することができる。 活性化に関する計画(以下「活性化計画」とい る要件に該当すると認められるものについて、 町村の区域内の地域であって第三条各号に掲げ 定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の (活性化計画の作成等) 5

2 ものとする。 活性化計画には、次に掲げる事項を記載する

活性化計画の区域

を促進するために必要な次に掲げる事業 前号の区域において定住等及び地域間交流 等の促進に資するもの び施設の整備に関する事業であって、 「活性化事業」という。)に関する事項 農林漁業の振興を図るための生産基盤及 议

関する事業 水処理施設その他の生活環境施設の整備に 定住等を促進するための集落における排

域間交流の拠点となる施設の整備に関する 農林漁業の体験のための施設その他の地

二 農用地の保全を図るための当該農用地の する事業であって、定住等及び地域間交流 管理及び農用地の農業上の利用を確保する の促進に資するもの ための当該農用地の周辺の土地の利用に関

その他農林水産省令で定める事業

三 活性化事業と一体となってその効果を増大 事項 させるために必要な事業又は事務に関する

計画期間

3 か、次に掲げる事項を記載するよう努めるもの とする。 活性化計画には、前項各号に掲げる事項のほ

活性化計画の目標

他の地方公共団体との連携に関する事項 前項第二号及び第三号に掲げる事項に係る

ほか、活性化事業の実施に関する次に掲げる事 項を記載することができる。 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項の その他農林水産省令で定める事項

二 当該活性化事業により施設の整備を行う場 地番、地目及び面積 当該活性化事業の用に供する土地の所在、

他の当該施設の整備の内容 合にあっては、当該施設の種類及び規模その

う。)が実施する事業等に係るものを記載する 法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定者の組織する団体若しくは特定非営利活動促進 三 その他農林水産省令で定める事項 市町村を含む。以下「農林漁業団体等」とい と共同して活性化計画を作成する市町村以外の 作成する活性化計画にあっては、当該都道府県 か、必要に応じ、定住等及び地域間交流の促進 「事業等」という。)に係るものを記載するほ 府県又は市町村が実施する事業又は事務(以下 げる事項には、当該活性化計画を作成する都道 として農林水産省令で定めるもの(都道府県が する特定非営利活動法人又はこれらに準ずる者 ことができる に寄与する事業等を実施しようとする農林漁業 第二項第二号及び第三号並びに前項各号に掲

6 等が実施する事業等に係る事項を記載しようと する都道府県又は市町村は、 前項の規定により活性化計画に農林漁業団体 当該事項につい

得なければならない。 て、あらかじめ、当該農林漁業団体等の同意を

提案をすることができる の内容に含む活性化計画の案の作成についての 事業等を実施しようとする地域をその区域に含 等を実施しようとする農林漁業団体等は、当該 む都道府県又は市町村に対し、当該事業等をそ 定住等及び地域間交流の促進に寄与する事業

と判断したときは、その旨及びその理由を、当 踏まえた活性化計画の案を作成する必要がない 該提案をした農林漁業団体等に通知しなければ 前項の都道府県又は市町村は、同項の提案を

9 る協議をしなければならない。 る協議会が組織されているときは、当該活性 ようとする場合において、次条第一項に規定す 計画に記載する事項について当該協議会におけ 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成し

10 う。以下同じ。) に関する次に掲げる事項を記 についての所有権の移転等を促進する事業をい の移転等を円滑に推進するために必要な農林地 等」という。)及びこれと併せ行う当該所有権 利の設定若しくは移転(以下「所有権の移 又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権 施のため行う農林地等についての所有権の移転 農林地所有権移転等促進事業(活性化事業の実 ほか、当該活性化計画を作成する市町村が行う 載することができる。 活性化計画には、第二項各号に掲げる事項

る基本方針 農林地所有権移転等促進事業の実施に関す

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準

又は使用貸借による権利の存続期間又は残存 及び支払の方法 設定され、又は移転される地上権、賃借権

払の方法 移転を受ける権利が地上権又は賃借権である 期間に関する基準並びに当該設定され、又は 場合における地代又は借賃の算定基準及び支

四 その他農林水産省令で定める事項

11 なければならないもの、当該活性化事業の用に るに当たり、農地法第四条第一項の許可を受け 当該活性化事業の用に供することを目的とし 的に供される土地をいう。以下同じ。)であり、 活性化事業の用に供する土地が農地(耕作の目 て、農地である当該土地を農地以外のものにす 活性化計画(第四項各号に掲げる事項(当該 件に該当するものでなければならない。 が記載されたものに限る。) は、次に掲げる要 係るものに限る。以下この条において同じ。) 条第一項の許可を受けなければならないものに 都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三 下「建築行為等」という。)を行うに当たり、 を変更して農林漁業振興等施設とする行為(以 建築物をいう。)を改築し、若しくはその用途 は建築物(建築基準法第二条第一号に規定する 若しくは農林漁業振興等施設を新築し、若しく する開発行為(以下「特定開発行為」という。) る目的で行う都市計画法第四条第十二項に規定 第十三号に規定する建築をいう。)の用に供す 基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条 るものであって政令で定めるものに限る。以下備される施設(第二項第二号イ又はハに規定す るための施設その他の当該活性化事業により整 供することを目的として、農林漁業の振興を図 じ。) 内の土地であり、当該活性化事業の用に の規定による市街化調整区域をいう。以下同 画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項 業の用に供する土地が市街化調整区域(都市計 を受けなければならないもの又は当該活性化事 規定する開発行為を行うに当たり、同項の許可 地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に 事業の用に供することを目的として、農業振興 第八条第二項第一号に規定する農用地区域をい に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号) 供する土地が農用地区域(農業振興地域の整備 「農林漁業振興等施設」という。)の建築(建築 以下同じ。)内の土地であり、当該活性化

模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当いと認められ、かつ、当該土地の位置及び規 あると認められること。 該土地を当該利用目的に供することが適当で められた土地利用に支障を及ぼすおそれがな 都市計画その他の土地利用に関する計画に定 が、当該土地に係る農業振興地域整備計画 第四項第一号に規定する土地の利用目的

利用との調整に留意して活性化事業の用に供の区域内にある土地の農林業上の利用と他の 構造の改善に資するように定められているこ 辺の地域における農用地の集団化その他農業 する土地を確保するとともに、当該土地の周 当該活性化計画の内容が、当該活性化計画 14

項各号に掲げる事項を記載しようとする市町 活性化計画に第四項各号に掲げる事項又は第

> び第三号に掲げる事項については、あらかじ 第四項各号に掲げる事項並びに第十項第二号及 する市町村を除く。)は、これらの事項のうち 村(都道府県と共同して当該活性化計画を作成 都道府県知事に協議し、その同意を得なけ

ときは、前項の同意をするものとする。 ついて、次に掲げる要件に該当するものである った場合において、第四項各号に掲げる事項に 都道府県知事は、前項の規定による協議があ 掲げる要件に該当するものであること。 第四項第一号に規定する土地ごとに、次に 当しないこと。 に係る部分を除く。)の規定により同条第 あっては、農地法第四条第六項(第一号イ る当該土地を農地以外のものにする場合に 当該土地が農地であり、かつ、農地であ 項の許可をすることができない場合に該

供することにより当該活性化事業の目的を ح 達成することができると認められないこ ては、当該農地に代えて周辺の他の土地を 該土地を農地以外のものにする場合にあっ 四条第六項第一号イに掲げる農地である当 当該土地が農地であり、かつ、農地法第

められること。 おいて行うことが困難又は著しく不適当と認 一項の規定による市街化区域をいう。)内に れ、かつ、市街化区域(都市計画法第七条第 ける市街化を促進するおそれがないと認めら 興等施設の敷地である土地の区域の周辺にお う土地又は当該建築行為等に係る農林漁業振 行為又は建築行為等が当該特定開発行為を行 当該活性化計画に従って行われる特定開発 水産省令で定める要件に該当すること。 それがないと認められることその他の農林 効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすお 合にあっては、その周辺の土地の農業上の 当該土地が農用地区域内の土地である場

四条第一項の許可を受けなければならないもの 地を農地以外のものにするに当たり、農地法第 地の全部又は一部が農地(当該活性化事業の用 る協議があった場合において、 である活性化計画について第十二項の規定によ に供することを目的として、農地である当該土 に限る。次項及び第二十二項において同じ。) 都道府県知事は、第四項第一号に規定する土 同項の同意をし

ない。 農業委員会を置かない市町村にあっては、市町 ようとするときは、あらかじめ、第四項各号に 第三条第一項ただし書又は第五項の規定により に関する法律 (昭和二十六年法律第八十八号) 掲げる事項について農業委員会(農業委員会等 村長。以下同じ。)の意見を聴かなければなら

15 農業委員会は、 されていない場合については、この限りでな 二条第一項の規定による都道府県知事の指定が に限る。) は、あらかじめ、農業委員会等に関 又は一部が三十アールを超える農地であるとき ようとするとき(同項の協議に係る農地の全部 を聴かなければならない。ただし、同法第四十 機構(以下「都道府県機構」という。)の意見 する法律第四十三条第一項に規定する都道府県 前項の規定により意見を述

ことができる。 ると認めるときは、都道府県機構の意見を聴く 十四項の規定により意見を述べるため必要があ 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第

16

のは「ハに」とする。 う。) である場合における第十一項から第十三 定する指定市町村(以下「指定市町村」とい 同じ。)」と、第十三項第一号中「次に」とある 係るものに限る。以下この項及び次項において 条第一項の許可を受けなければならないものに 都市計画法第二十九条第一項若しくは第四十三 開発行為若しくは建築行為等を行うに当たり、 性化事業の用に供することを目的として、特定 土地が市街化調整区域内の土地であり、当該活 為を行うに当たり、同項の許可を受けなければ する法律第十五条の二第一項に規定する開発行 ることを目的として、農業振興地域の整備に関 域内の土地であり、当該活性化事業の用に供す 事項」とあるのは「に第四項各号に掲げる事項 る。)」と、第十二項中「に第四項各号に掲げる 項までの規定の適用については、第十一項中 ならないもの又は当該活性化事業の用に供する (当該活性化事業の用に供する土地が農用地区 に掲げる要件(同号イ及びロに係るものに限 「要件」とあるのは「要件及び第十三項第一号 しようとする市町村が農地法第四条第一項に規活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載

記載しようとする場合について準用する 第十四項から第十六項までの規定は、 `村が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を

> 19 いて、次に」とあるのは「について、 び次項において同じ。)」と、第十三項中「につ ならないものに係るものに限る。以下この項 する法律第十五条の二第一項に規定する開発行 ることを目的として、農業振興地域の整備に関 域内の土地であり、当該活性化事業の用に供す は当該活性化事業の用に供する土地が農用地区 供することを目的として、農地である当該土 項各号に掲げる事項(当該活性化事業の用に供 三項第二号に掲げる要件」と、第十二項中「に 項から第十三項までの規定の適用については、 都市等」という。)である場合における第十一 の二十二第一項に規定する中核市(以下「指定 しようとする市町村が地方自治法(昭和二十二 する土地が農地であり、当該活性化事業の用に 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載 第一号

町村の長が前項の同意をしようとする場合につ いて準用する。 第十三項から第十六項までの規定は、指定 この場合において、 第十三項

23 21 ない。 条第一項の許可を受けなければならないもの又を農地以外のものにするに当たり、農地法第四 し、その同意を得なければならない。 いて、あらかじめ、当該指定市町村の長に協 に限る。)が農地であるときは、当該事項につ 号に規定する土地(指定市町村の区域内の土地 おいて、当該活性化計画に記載された同項第一 当該活性化計画を作成する都道府県を除く。) しようとする都道府県(指定市町村と共同して 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載 合において、第十四項中「土地の」とあるの 載しようとする場合について準用する。この場 県が活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記 号に掲げる要件に該当するものでなければなら 第十一項各号に掲げる要件のほか、第十三項各 に掲げる事項が記載されたものに限る。) は、 に」とする。 為を行うに当たり、同項の許可を受けなけれ 第四項各号に掲げる事項」とあるのは「に第四 第十一項中「要件」とあるのは「要件及び第十 項に規定する指定都市又は同法第二百五十二条 年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一 は、当該活性化計画を作成しようとする場合に は、「土地(指定市町村の区域内の土地を除く 第十四項から第十六項までの規定は、都道府 都道府県が作成する活性化計画(第四項各号 の」と読み替えるものとする。

開発行為又は建築行為等を行うに当たり、都市性化事業の用に供することを目的として、特定 号に規定する土地(指定都市等の区域内の土地おいて、当該活性化計画に記載された同項第一 得なければならない。 であるときは、当該事項について、あらかじ の許可を受けなければならないものに限る。) 計画法第二十九条第一項又は第四十三条第一項 に限る。)が市街化調整区域内の土地(当該活 は、当該活性化計画を作成しようとする場合に 当該活性化計画を作成する都道府県を除く。) 係るものに限る。)」と読み替えるものとする。 ついて、第一号に掲げる要件(同号イ及びロに 「について、次に掲げる要件」とあるのは、「に しようとする都道府県(指定都市等と共同して 活性化計画に第四項各号に掲げる事項を記載 当該指定都市等の長に協議し、その同意を 3 4

25 第十三項の規定は、指定都市等の長が前項の25 第十三項の規定は、指定都市等の長が前項の25 第十三項の場合において、第十三項中「について、次の場合において、第十三項の規定は、指定都市等の長が前項の

の写しを送付しなければならない。 く。)にあっては都道府県に、当該活性化計画 同して当該活性化計画を作成した市町村を除 た市町村を除く。)に、市町村(都道府県と共 るとともに、都道府県にあっては関係市町村たときは、遅滞なく、これを公表するよう努め との調和が保たれたものでなければならない。 の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針 る計画並びに都市計画及び都市計画法第十八条 計画その他法律の規定による森林の整備に関す の規定による地域振興に関する計画、地域森林 (都道府県と共同して当該活性化計画を作成し 都道府県又は市町村は、活性化計画を作成し 活性化計画は、過疎地域持続的発展計画、山 振興計画、農業振興地域整備計画その他法律 4 3 2

る。 項の規定は、活性化計画の変更について準用す項まで、第二十一項から第二十五項まで及び前項まで、第十二項から第十九

## (協議)

- 体等 活性化事業を実施しようとする農林漁業団 一 当該都道府県又は市町村の区域内において
- が必要と認める者学識経験者その他の当該都道府県又は市町村学識経験者その他の当該都道府県又は市町村の国域内の関係農三 当該都道府県又は市町村の区域内の関係農
- しなければならない。は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重は、協議会において協議が調った事項について
- (交付金の交付等)関し必要な事項は、協議会が定める。前三項に定めるもののほか、協議会の運営に

第七条 活性化計画を作成した都道府県又は市町村は、次項の交付金を充てて当該活性化計画に基づく事業等の実施(農林漁業団体等が実施する事業等に要する費用の一部の負担を含む。同項において同じ。)をしようとするときは、当該活性化計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

前項の交付金を充てて行う事業に要する費用で、交付金を交付することができる。本産省令で定めるところにより、予算の範囲内事業等の実施に要する経費に充てるため、農林事業等の実施に要する経費に充てるため、農林項の規定により提出された活性化計画に基づく項の規定により提出された活性化計画に基づく項の規定により提出された活性化計画に基づく項の規定により提出された活性化計画に基づく項の規定により提出された活性化計画に基づくの規定に対し、同している。

いものとする。

は、土地改良法(昭和二十四年法律第については、土地改良法(昭和二十四年法律第にのいては、土地改良法(昭和二十四年法律第にのいては、土地改良法(昭和二十四年法律第

める。
・ 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金

## (所有権移転等促進計画の作成等)

- 第八条 第五条第十項各号に掲げる事項が記載された活性化計画を作成した市町村は、農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。
- る事項を定めるものとする。
  所有権移転等促進計画においては、次に掲げ

- 内において について所有権の移転等を行う者の氏名又は都道府県又 る土地の所在、地番、地目及び面積構成する。 二 前号に規定する者が所有権の移転等を受け
- その支払の方法 の移転の移転のお価及び あいり 第一号に規定する者が移転を受ける所有権 の 第一号に規定する者が移転を受ける所有権
- 五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利のとは移転の時期、存続期間又は残存期間並び以は移転の時期、存続期間又は残存期間並び以は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利の利用目的を含む。)、始期種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期を対している。
- 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に、 その他農林水産省令で定める事項

3

- に適合するものであること。 一 所有権移転等促進計画の内容が活性化計画該当するものでなければならない。
- 一 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一 前項第二号に規定する者並びに当該土地について所 下場に規定する者並びに当該土地について所 一号に規定する者並びに当該土地について所 一 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第
- 二 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用的が、当該土地に係る農業振興地域整備用目的が、当該土地の位置の土地利用に関する計画に定められた土地利用に支障を及ぼすおそのび規模並びに周辺の土地利用に関する計計画、都市計画その他の土地利用に関する計計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に定められた土地利用に関する土地の利用の第四号又は第五号に規定する土地の利用の第四号又は第五号に規定する土地の利用の第四号又は第五号に規定する土地の利用の
- 四 所有権移転等促進計画の内容が、活性化計画の区域内にある土地の農林業上の利用と他間辺の地域における農用地の集団化その他農問辺の地域における農用地の集林業上の利用と他ではいるととと、
- イ 当該土地が農用地であり、かつ、当該げる要件に該当するものであること。 五 前項第二号に規定する土地ごとに、次に
- 土地の利用目的が農用地の用に供するため地に係る前項第四号又は第五号に規定する地に係る前項第四号又は第五号に規定する当該土地が農用地であり、かつ、当該土

- と。 することができない場合に該当しないこ 条第二項の規定により同条第一項の許可を のものである場合にあっては、農地法第三
- 用することができると認められること。 土地の利用目的に即して適正かつ確実に利該土地を同項第四号又は第五号に規定する 該土地を同項第四号又は第五号に規定する が、にあっては、前項第一号に規定する者が、 当該土地が農用地以外の土地である場合 ロ 当該土地が農用地以外の土地である場合
- 第五条第十五項及び第十六項の規定は、農業 替えるものとする。第五条第十五項及び第十六項の規定は、農業 替えるものとする。
- はならない。 市町村は、第一項の規定により所有権移転等 市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画に 地であるときは、当該所有権移転等促進計画に 地であるときは、当該所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用 領第二号に規定する土地の全部又は一部が農用
- の承認をするものとする。 掲げる要件に該当するものであるときは、前項場合において、当該所有権移転等促進計画の内場のに対して、当該所有権移転等促進計画の内場の承認の申請があった
- 一 当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条を除く。)の規定により同条第一項不文に規定する場合に該当しないこと。することができない場合に該当しないこと。することができない場合に該当する場合にあっては、同条第二項(第一号イに掲げる農地又は採草放牧地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条にがる。

  「本文に規定する場合に該当する場合にあっては、当該農地又は採草放牧地に代えて周辺の他の土地を供するよとができると認められては、当該土地が農用地であり、かつ、当該土地に係る所有権の移転等の内容が開発している場合に該当する場合に該当する場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対している場合に対した。

ないと認められることその他の農林水産省令 で定める要件に該当すること。 当該土地が農用地区域内の土地である場合 あっては、その周辺の土地の農業上の効率 かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれが

項及び前二項の規定の適用については、第三項 とあるのは「第三号に」とする。 区域内の農用地に限る。)」と、前項中「次に」 五項中「農用地」とあるのは「農用地(農用地 第一号及び第二号に係るものに限る。)」と、第 に掲げる要件及び第六項に規定する要件(同項 中「は、次に掲げる要件」とあるのは「は、次 市町村が指定市町村である場合における第三 2

(所有権移転等促進計画の公告)

第九条 市町村は、所有権移転等促進計画を定め り、遅滞なく、その旨を公告しなければならな たときは、農林水産省令で定めるところによ

限りでない。 の規定による公告を行う場合については、この 認を受けた所有権移転等促進計画について前項 しなければならない。ただし、前条第五項の承 り、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知 するときは、農林水産省令で定めるところによ 市町村は、 前項の規定による公告をしようと

(公告の効果)

設定され、若しくは移転する。 地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が の定めるところによって所有権が移転し、又は きは、その公告があった所有権移転等促進計画 (登記の特例) 前条第一項の規定による公告があったと

第十一条 第九条第一項の規定による公告があっ 律第百二十三号)の特例を定めることができ いては、政令で、不動産登記法(平成十六年法 た所有権移転等促進計画に係る土地の登記につ

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第十二条 第五条第一項の規定により作成された の整備に関する法律第十三条第二項の規定は う農用地区域の変更については、農業振興地域 定する土地を農用地区域から除外するために行 活性化計画に記載された同条第四項第一号に規

(都市計画法の特例)

第十三条 市街化調整区域内において第五条第一 項の規定により作成された活性化計画 (同条第

> る開発行為に該当するものを除く。) は、同法 定開発行為(都市計画法第三十四条各号に掲げ 四号に掲げる開発行為とみなす。 第三十四条の規定の適用については、同条第十 る。次項において同じ。) に従って行われる特 四項各号に掲げる事項が記載されたものに限

の許可の申請があった場合において、当該申請る建築行為等について、同法第四十三条第一項 合するときは、その許可をしなければならな 許可の基準のうち同法第三十三条に規定する開 発許可の基準の例に準じて定められた基準に適 定により作成された活性化計画に従って行われ 発区域以外の区域内において第五条第一項の規 許可を受けた同法第四条第十三項に規定する開 調整区域のうち都市計画法第二十九条第一項の に係る建築行為等が同条第二項の政令で定める 都道府県知事又は指定都市等の長は、市街化

(市民農園整備促進法の特例)

第十四条 第五条第五項の規定により活性化計画 らの規定に基づく命令の規定を含む。)の規定 通省令で定める簡略化された手続によることが を省略する手続その他の農林水産省令・国土交 ものであるときは、同項及び同条第二項(これ が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第 定する市民農園をいう。)の整備に関する事業 できる。 にかかわらず、当該申請に係る記載事項の一部 (平成二年法律第四十四号) 第二条第二項に規 にその実施する市民農園(市民農園整備促進法 一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係る

る法律の特例) (農業の有する多面的機能の発揮の促進に関す

第十五条 第五条第五項の規定により活性化計画 にその実施する多面的機能発揮促進事業(農業 手続その他の農林水産省令で定める簡略化され 基づく命令の規定を含む。)の規定にかかわら ものであるときは、同条第二項(同項の規定に が記載された農林漁業団体等は、同法第七条第 (平成二十六年法律第七十八号) 第三条第三項 の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 た手続によることができる。 一項の認定の申請に係る事項が当該事業に係る に規定する多面的機能発揮促進事業をいう。) 当該申請に係る記載事項の一部を省略する

第十六条 国及び地方公共団体は、活性化計画に 基づく事業等を実施する者に対し、当該事業等

(国等の援助等)

導その他の援助を行うよう努めなければならなの確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、 係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係農 進されるよう、相互に連携を図りながら協力し 林漁業団体等は、活性化計画の円滑な実施が促 なければならない。 関

(法人化の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、農用地の保全 とする団体(法人を除く。)の法人化を推進す を図るための事業その他の定住等及び地域間交 るために必要な措置を講ずるよう努めなければ な実施に資するため、当該事業等を実施しよう 流の促進に寄与する事業等の効率的かつ安定的 ならない。

(農地法等による処分についての配慮)

は、活性化計画の区域内の土地を活性化事業の第十八条 国の行政機関の長又は都道府県知事 該活性化事業の実施の促進が図られるよう適切よる許可その他の処分を求められたときは、当 な配慮をするものとする。 用に供するため、農地法その他の法律の規定に

(国有林野の活用等)

|第十九条 国は、活性化計画の実施を促進するた め、国有林野の活用について適切な配慮をする ものとする。

2 きは、関係森林管理局長に対し、技術的援助そ は、当該活性化計画の達成のため必要があると (事務の区分) の他の必要な協力を求めることができる。 活性化計画を作成した都道府県又は市町村

処理することとされている事務は、地方自治法第二十条 第八条第五項の規定により都道府県が 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託 事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 (検討)

第二条 政府は、この法律の施行後七年以内に、 この法律の施行の状況について検討を加え、そ る。 の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとす

号附 則 抄 (平成二三年五月二日法律第三五

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日 施行する。 公布の日から起算して三月 から

〇五号) 則 (平成二三年八月三〇日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 規定) 交流の促進に関する法律の一部改正に伴う調整 (農山漁村の活性化のための定住等及び地域間

第四条 この法律の施行の日が地方自治法の一部 とあるのは、「第五条第十項」とする。 律第五条第九項の改正規定中「第五条第九項」 ための定住等及び地域間交流の促進に関する法 同法附則第四十九条のうち農山漁村の活性化の を改正する法律の施行の日前である場合には、 (政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関

則 (平成二七年六月二六日法律第五

〇号) 抄

(施行期日)

|第一条 この法律は、 施行する。 平成二十八年四月一日 から

附 号 則 抄 (平成二七年九月四日法律第六三

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日 施行する。ただし、 当該各号に定める日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、

三項、第三十条から第四十条まで、第四十七 条並びに第百十五条の規定 公布の日 役員に係る部分に限る。)、第五十条、第百九 条(都道府県農業会議及び全国農業会議所の 「公布日」という。 附則第二十八条、第二十九条第一項及び第 (以 下

交流の促進に関する法律の一部改正に伴う経過 (農山漁村の活性化のための定住等及び地域間

| 第九十八条 施行日前にされた前条の規定による 改正前の農山漁村の活性化のための定住等及び の決定は、 地域間交流の促進に関する法律(次項において の活性化のための定住等及び地域間交流の促進 「旧農山漁村活性化法」という。)第七条第一項 前条の規定による改正後の農山漁村

に関する法律(次項において「新農山漁村活性

2 に規定する場合に該当するものに限る。以下こ権の移転等の内容が新農地法第五条第一項本文 性化法第七条第二項第二号に規定する土地の全見を述べていない場合であって、新農山漁村活 化法」という。)第七条第一項の決定とみなす。 合は、この限りでない。 定による都道府県知事の指定がされていない場ただし、新農業委員会法第四十二条第一項の規 都道府県機構の意見を聴かなければならない。 を超える農地であるときは、都道府県知事は、 計画に係る農用地の全部又は一部が三十アール の項において同じ。) である所有権移転等促進 農山漁村活性化法第五条第八項に規定する所有 第一号に規定する農用地(当該農用地に係る新 部又は一部が新農山漁村活性化法第二条第三項 七条第五項の規定により都道府県農業会議が意 (政令への委任) 前項の場合において、旧農山漁村活性化法第

第百十五条 この附則に定めるもののほか、この る経過措置を含む。)は、政令で定める。 法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す

## 三号) 附則 抄 (平成三〇年五月一八日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から1条 この法律は、公布の日から起算して六月 施行する。

則 (令和三年三月三一日法律第一九

(施行期日) 号 沙

第一条 この法律は、 する。 附 (令和四年五月二七日法律第五三 令和三年四月一日から施行

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 の日から施行する。 施行する。ただし、 を超えない範囲内において政令で定める日から 附則第九条の規定は、公布

(施行期日)

号 抄

律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定め第九条 附則第五条に定めるもののほか、この法

(政令への委任)